

施設・研修等分科会について

平成２０年３月２８日

1. 19年度の取組み

(1) 新規テーマ（「施設管理・運営」、「研修」、「相談」、「調査・研究」等）

- ・ 「施設管理・運営」及び「研修」について、各府省横断での検討を促し、永田町合同庁舎の官民競争入札、9省庁18施設の研修教育施設の民間競争入札実施の決定等を10月の基本方針改定に反映。

(2) 独立行政法人の業務

- ・ 年末の「独法整理合理化計画」策定に合わせて検討を実施。
- ・ 「施設管理・運営」、「研修」、「国家試験等」、「相談」、「広報・普及啓発」、「検査検定」、「徴収」等の業務を中心にヒアリングを実施。20法人29事業を選定し、年末の基本方針改定に反映。

2. 20年度以降の取組み

(1) 施設の管理・運営

- ・ 一般庁舎の管理・運営については、本年5月末までに官民競争入札等の活用について検討する旨、基本方針に記載。
- ・ まずは、各府省に対し、19年度中に自主的な提案を要請。その結果、必要がある場合は20年度以降ヒアリングを実施する等、検討を進めることとしてはどうか。

(2) 実施要項の審議

- ・ 監理委員会において以下の議論あり。
 - 監理委員会の審議に当たっては、「事業選定」、「実施要項の策定・事業実施」、「実施結果の評価」といった一連のサイクルがうまくいって初めて法目的が達成されることにかんがみ、こうした一連の手続きを見据えた体制を整備。
 - 実施要項の審議は、事業選定に関わった分科会委員・専門委員の参加を得つつ、入札監理小委において実施。
- ・ 当分科会において選定した事業（施設管理・運営；19件、独法；29件）の中には、20度中に実施要項の審議が行われる予定のものも多くあり、分科会としてどのような体制によって関与するか検討が必要。
- ・ 具体的には、事業選定の際の担当委員が分担し、入札監理小委にも出席し、実施要項の審議に参画していただいてはどうか。

- ・ なお、施設管理・運營業務の実施要項標準例の策定及び民間競争入札に準じた手続きの活用によって、実施要項の審議の合理化・効率化を図ることとする。

(3) その他

- ・ 独立行政法人の見直しについて、昨年未までに結論を得られなかった「検査検定（車検含）」、「国立公文書館」、「国立劇場」等については、引き続きフォロー等が必要。
- ・ 他の分科会に属さない民間等要望についてフォローが必要。現状提出されている要望の内容を改めて確認のうえ、重要と考えられるものについては、適宜各府省ヒアリングを行う等により検討を進めることとしてはどうか。

以 上